

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係 (他の者から支払を受ける金額の範囲) 10-5 措置法第10条の規定の適用上、試験研究費の額から控除する同条第1項に規定する「他の者から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。 (1) 国等からその試験研究費に充てるために交付を受けた補助金(法第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等を除く。) (2) 独立行政法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額(当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額)から引渡した物件の未償却残額を控除した金額 (3) 委託研究費の額 (注) 法第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等は、その交付を受けた日の属する年分においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第2項の規定により総収入金額に算入すべき金額を、当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日の属する年分において「他の者から支払を受ける金額」に含める。 第10条の2の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の2の2～15共-1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項及び第6項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、<u>第10条の5の5第1項及び第3項</u>、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。	第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係 (他の者から支払を受ける金額の範囲) 10-5 措置法第10条第1項の規定により試験研究費の額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。 (1) 国等からその試験研究費に充てるために交付を受けた補助金(法第42条第1項及び<u>法第43条第1項</u>の規定の適用を受ける国庫補助金等を除く。) (2) 独立行政法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額(当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額)から引渡した物件の未償却残額を控除した金額 (3) 委託研究費の額 (注) 法第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等は、その交付を受けた日の属する年分においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第2項の規定により総収入金額に算入すべき金額を、当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日の属する年分において「他の者から支払を受ける金額」に含める。 第10条の2の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の2の2～15共-1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項及び第6項、第10条の3第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2の2～15共－2 措置法第10条の2の2第1項及び第6項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項及び第3項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の2の2((エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の2の2－5 措置法令第5条の4第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)

10の3－1 年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小企業者(以下第10条の3関係において「中小企業者」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作(以下第10条の3関係において「取得等」という。)をして同項に規定する事業(以下第10条の3関係において「指定事業」という。)の用に供した同項に規定する特定機械装置等(以下第10条の3関係において「特定機械装置等」という。)については同項又は同条第5項の規定の適用があり、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した同条第3項に規定する特定生産性向上設備等(10の3－3の2及び10の3－11において「特定生産性向上設備等」という。)については同項又は同条第6項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の8第5項及び第6項に規定する取得価額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当してい

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2の2～15共－2 措置法第10条の2の2第1項及び第6項、第10条の3第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の2の2((エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の2の2－5 措置法令第5条の4第9項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)

10の3－1 年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小企業者(以下10の3関係において「中小企業者」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作(以下10の3関係において「取得等」という。)をして同項に規定する事業(以下10の3関係において「指定事業」という。)の用に供した同項に規定する特定機械装置等(以下10の3関係において「特定機械装置等」という。)については、同条第1項又は第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の8第5項及び第6項に規定する特定機械装置等に係る取得価額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定するものとする。

た期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。

(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)

10の3-2の2 措置法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等(以下この項において「中小企業投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。)は、特定機械装置等及び措置法第10条の5の5第1項に規定する特定生産性向上設備等(以下この項において「生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。)のいずれにも該当するものをいう。

(注) 例えば、生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等に係る規模要件(措置法令第5条の6の5第2項第2号又は第4号に規定する取得価額に係る要件をいう。)のうち複数の減価償却資産(工具、器具及び備品又はソフトウェアに限る。以下この項において同じ。)の取得価額の合計額に係る要件について、特定機械装置等に該当する減価償却資産の取得価額のみ合計額による判定では当該規模要件を満たさない場合であっても特定機械装置等に該当しない減価償却資産を含めた判定において当該規模要件を満たすときには、その規模要件を満たす減価償却資産のうち特定機械装置等に該当するものは、中小企業投資促進税制の特定生産性向上設備等に該当する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)

10の3-3 措置法令第5条の5第3項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の3-3の2 措置法第10条の3第6項に規定する税額控除限度額を計算する場合において、個人が取得等をした特定生産性向上設備等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、当該特定生産性向上設備等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定生産性向上設備等を指定事業の用に供した日の属する年(以下第10条の3関

(新 設)

(国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額)

10の3-3 措置法令第5条の5第3項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(新 設)

係において「供用年」という。)において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、措置法第10条の3第6項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(事業の判定)

10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法規則第5条の8第7項第11号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G 情報通信業」(通信業を除く。),「小分類693 駐車場業」、「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業」、「中分類75 宿泊業」、「中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「中分類79 その他の生活関連サービス業」(旅行業を除く。),「大分類O 教育、学習支援業」、「大分類P 医療、福祉」、「中分類87 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類R サービス業(他に分類されないもの)」(旅行業を除く。)に分類する事業が該当する。

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)

10の3-7 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等をした特定機械装置等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものとして措置法第10条の3の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の3-8 個人が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものとして措置法第10条の3の規定を適用する。

(ソフトウェアの改良費用)

10の3-9 個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の3の規定を適用する。

(事業の判定)

10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法規則第5条の8第7項第11号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G 情報通信業」(通信業を除く。),「小分類693 駐車場業」、「中分類75 宿泊業」、「大分類P 医療、福祉」、「大分類O 教育、学習支援業」、「中分類87 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類R サービス業(他に分類されないもの)」(旅行業を除く。)に分類する事業が該当する。

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)

10の3-7 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等をした特定機械装置等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものとして措置法第10条の3第1項又は第3項の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の3-8 中小企業者が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものとして措置法第10条の3第1項又は第3項の規定を適用する。

(ソフトウェアの改良費用)

10の3-9 青色申告書を提出する個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の3第1項又は第3項の規定の適用があるものとする。

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3-11 措置法第10条の3第5項の規定の適用を受けた特定機械装置等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る同項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

同条第6項の規定の適用を受けた特定生産性向上設備等の対価の額につき、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合の当該供用年の同項に規定する税額控除限度額についても、同様とする。

第10条の5の4((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除))関係

(給与等の範囲)

10の5の4-1の2 措置法第10条の5の4第2項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等(以下第10条の5の4関係において「給与等」という。)をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額(非課税とされる通勤手当等の額を含む。)のみを対象として措置法第10条の5の4第2項第3号から第5号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

(資産の取得価額に算入された給与等)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第2項第3号から第5号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の国内雇用者に対する給与等の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認める。

(継続雇用制度対象者の判定)

10の5の4-6 措置法第10条の5の4第2項第6号の平均給与等支給額及び同項第7号の比較平均給与等支給額は、措置法令第5条の6の4第10項に規定する継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額を除いて計算するのであるが、個人が、同一の者に対する継続雇用前の職務に対する給与等の額と継続雇用後の職務に対する給与等の額とを同一の日に合計して支給している場合において、継続してその合計額を当該継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額としているときには、これを認める。

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3-11 特定機械装置等を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、その指定事業の用に供した年に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第10条の3第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5の4((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除))関係

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第10条の5の5（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（生産等設備の範囲）

（新 設）

10の5の5－1 措置法第10条の5の5第1項に規定する生産等設備（以下この項において「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む個人の工場、小売業を営む個人の店舗又は自動車整備業を営む個人の作業場のように、その個人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下この項において「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

（注） 一棟の建物が事務所用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が個人の生産等活動の用に直接供されるものについては、その全てが事業の用に供されているときには、その全てが生産等設備となることに留意する。

（取得価額の判定単位）

（新 設）

10の5の5－2 措置法令第5条の6の5第2項第1号又は第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

（取得価額の合計額の判定）

（新 設）

10の5の5－3 措置法令第5条の6の5第2項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定は、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとに行うことに留意する。

（国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定）

（新 設）

10の5の5－4 措置法令第5条の6の5第2項各号に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアが法第42条第

1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

(新 設)

10の5の5-5 措置法第10条の5の5第5項に規定する税額控除限度額(同条第6項の規定により同条第5項に規定する税額控除限度額とされる金額を含む。以下この項及び10の5の5-7において「税額控除限度額」という。)を計算する場合において、個人がその取得又は製作若しくは建設(次項において「取得等」という。)をした特定生産性向上設備等(同条第1項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下第10条の5の5関係において同じ。)が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、当該特定生産性向上設備等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定生産性向上設備等を事業の用に供した日の属する年(以下第10条の5の5関係において「供用年」という。)において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

(新 設)

10の5の5-6 個人が、その取得等をした特定生産性向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定生産性向上設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定生産性向上設備等は当該個人の営む事業の用に供したものとして措置法第10条の5の5の規定を適用する。

(特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

(新 設)

10の5の5-7 措置法第10条の5の5第5項又は第6項の規定の適用を受けた特定生産性向上設備等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定生産性向上設備等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

(ソフトウェアの改良費用)

(新 設)

10の5の5-8 個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付

加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したことと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の5の5の規定を適用する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の5の5－9 措置法令第5条の6の5第4項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(新 設)

第11条の2((集積区域における集積産業用資産の特別償却))関係

(国庫補助金等をもって取得等した集積産業用資産の取得価額)

11の2－1 措置法第11条の2第1項に規定する集積産業用資産(以下11の2関係において「集積産業用資産」という。)の取得価額の合計額が措置法令第6条第2項第1号ロに規定する3億円以上(同条第1項に規定する農林漁業関連業種(以下11の2関係において「農林漁業関連業種」という。)に属する事業の用に供するものである場合には4,000万円以上)又は同条第2項第2号に規定する5億円以上(農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には5,000万円以上)であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(注) 措置法令第6条第2項第1号ロに規定する機械及び装置の取得価額の合計額が3億円以上又は4,000万円以上であるかどうかの判定は、同号ロに規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の合計額によることに留意する。

(機械及び装置の取得価額の判定単位)

11の2－2 措置法令第6条第2項第1号イに規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1,000万円以上(農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には500万円以上)であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取

(廃 止)	<u>得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u> <u>(工場用の建物及びその附属設備の意義)</u> <u>11の2-3 集積産業用資産である工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。</u> <u>(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</u> <u>(2) 工場において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</u> <u>(注) 倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。</u>
(廃 止)	<u>(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)</u> <u>11の2-4 集積産業用資産である工場用の建物(建物が農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、作業場用、倉庫用又は展示場用の建物を含む。11の2-5において同じ。)の附属設備は、当該建物と共に取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u>
(廃 止)	<u>(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)</u> <u>11の2-5 事業の用に供されている一の建物が工場用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分について措置法第11条の2第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。</u> <u>(1) 工場用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</u> <u>(2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用に供されているものとすることができる。</u>
(廃 止)	<u>(指定集積事業の判定)</u> <u>11の2-6 措置法第11条の2第1項に規定する集積区域(以下11の2関係において「集積区域」という。)内において行う事業が、指定集積事業に該当するかどうかは、当該集積区域内にある事業所ごとに判定する。</u>
(廃 止)	<u>(指定集積事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u> <u>11の2-7 個人が、自己の下請業者で集積区域内において指定集積事業を営む者に対</u>

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係

(生産等設備等の範囲)

12-1 措置法令第6条の3第2項に規定する生産等設備は、措置法第12条第1項の表の第1号から第4号までの第2欄に掲げる製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第6条の3第4項、第6項、第9項若しくは第11項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

同条第15項、第17項又は第19項に規定する設備についても、同様とする。

(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)

12-3 措置法令第6条の3第2項第1号の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定(措置法第12条第1項及び第2項の規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。)の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項若しくは第19項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-4 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等を

し、その指定集積事業の用に供する集積産業用資産を貸し付けている場合において、当該集積産業用資産が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている集積産業用資産は当該個人の営む指定集積事業の用に供したものとして取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、指定集積事業に該当しない。

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係

(生産等設備等の範囲)

12-1 措置法令第6条の3第2項に規定する生産等設備は、製造の事業又は同条第4項、第6項、第8項若しくは第10項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

措置法令第6条の3第14項又は第17項に規定する設備についても、同様とする。

(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)

12-3 措置法令第6条の3第2項第1号の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定(措置法第12条第1項及び第2項の規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。)の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうか又は同条第14項若しくは第17項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-4 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等を

もって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第2項若しくは第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、同令第6条の3第2項第1号に規定する取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項若しくは第19項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(注) 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規定する産業振興機械等に該当する場合には、これらの規定による特別償却等の計算の基礎となる取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。

(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)

12-8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第5項、第8項及び第10項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

(1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備

(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

(開発研究の意義)

12-8の2 措置法令第6条の3第7項第1号イに規定する開発研究(以下第12条関係において「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。

(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究

(2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究

(3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集

もって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第2項若しくは第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、同令第6条の3第2項第1号に規定する取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうか又は同条第14項若しくは第17項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(注) 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規定する産業振興機械等に該当する場合には、これらの規定による特別償却等の計算の基礎となる取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。

(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)

12-8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第5項、第7項及び第9項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

(1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備

(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

(新 設)

(4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究

(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)

12-8の3 措置法令第6条の3第7項第1号イに規定する「専ら開発研究(……)の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において事業の用に供されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。

(委託研究先への資産の貸与)

12-8の4 個人が、その取得又は製作をした措置法第12条第1項の表の第2号の第3欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該個人の行う開発研究の用に供したものとして同条の規定を適用する。

(特別償却等の対象となる工場用又は作業場用等の建物の附属設備)

12-10 措置法第12条第1項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、これらの建物と共に取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。
措置法第12条第3項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。

(取得価額の合計額が2,000万円等を超えるかどうかの判定)

12-11 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうか、同項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項若しくは第19項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12-13 個人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規

(新 設)

(新 設)

(特別償却等の対象となる工場用又は作業場用等の建物の附属設備)

12-10 措置法第12条第1項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、これらの建物と共に取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。
措置法第12条第3項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。

(取得価額の合計額が2,000万円等を超えるかどうかの判定)

12-11 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうか、同項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうか又は同条第14項若しくは第17項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12-13 個人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規

定する産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該個人の営む指定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第12条第1項の表の第1号から第3号までの第2欄に掲げる製造の事業又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係

(公共職業安定所の長の証明)

13-2 措置法令第6条の6第2項から第5項までの公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該年分の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく提示できるよう保存しておくものとする。

第20条の3((特定船舶に係る特別修繕準備金))関係

(特別修繕完了の日)

20の3-3 措置法第20条の3第5項及び措置法令第13条第1項、第3項又は第10項の特別の修繕が完了した日とは、定期検査の行われた船舶についての新たな船舶検査証書の交付の日をいう。

第28条の2の2((債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例))関係

(債務処理計画の要件)

28の2の2-1 措置法第28条の2の2第1項に規定する債務処理計画とは、法人税法施行令第24条の2第1項第1号から第3号まで及び第4号又は第5号(これらの規定を措置法令第39条の28の2第1項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる要件を満たすものをいうことから、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生計画認可の決定が確定した再生計画は、当該債務処理計画には含まれないことに留意する。

定する産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該個人の営む指定事業の用に供したものととして取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第12条第1項の表の各号の第2欄に掲げる製造の事業又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係

(公共職業安定所の長の証明)

13-2 措置法令第6条の6第2項及び第4項から第7項までの公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該年分の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく呈示できるよう保存しておくものとする。

第20条の3((特定船舶に係る特別修繕準備金))関係

(特別修繕完了の日)

20の3-3 措置法第20条の3第5項及び措置法令第12条の2第1項、第3項若しくは第10項の特別の修繕が完了した日とは、定期検査の行われた船舶についての新たな船舶検査証書の交付の日をいう。

(新 設)

(新 設)

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(居住の用に供した場合)

41-1 措置法第41条第1項、第6項及び第10項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋(以下第41条関係において「居住用家屋」という。)の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは同項に規定する既存住宅の取得若しくは同条第10項に規定する認定住宅(以下この項及び41-33において「認定住宅」という。)の新築若しくは認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下第41条関係において「新築等」という。)又は同条第1項に規定する増改築等(以下第41条関係において「増改築等」という。)をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋(増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。)をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(家屋の取得対価の額の範囲)

41-24 「家屋の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) その家屋と一体として取得した当該家屋の電気設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備等の附属設備の取得の対価の額
 - (2) その家屋の取得の日以後居住の用に供する日前にした当該家屋に係る修繕に要した費用の額又は措置法第41条第24項に規定する要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修に要した費用の額
 - (3) その家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るものである場合には、当該家屋に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分のうち、その者の持分に係る部分の取得の対価の額
- (注) 割賦払の方法により支払うこととされている債務に係る利息(遅延利息を含む。)や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは、家屋の取得対価の額には含まれないことに留意する。

(住民票の写し)

41-30 措置法規則第18条の21第9項第1号ハ、第2号ロ、第3号ハ、第4号ニ若しくは

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(居住の用に供した場合)

41-1 措置法第41条第1項、第6項及び第10項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋(以下第41条関係において「居住用家屋」という。)の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得若しくは同条第10項に規定する認定住宅(以下この項及び41-33において「認定住宅」という。)の新築若しくは認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下第41条関係において「新築等」という。)又は同条第1項に規定する増改築等(以下第41条関係において「増改築等」という。)をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋(増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。)をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(家屋の取得対価の額の範囲)

41-24 「家屋の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) その家屋と一体として取得した当該家屋の電気設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備等の附属設備の取得の対価の額
 - (2) その家屋の取得の日以後居住の用に供する日前にした当該家屋に係る修繕に要した額
 - (3) その家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るものである場合には、当該家屋に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分のうち、その者の持分に係る部分の取得の対価の額
- (注) 割賦払の方法により支払うこととされている債務に係る利息(遅延利息を含む。)や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは、家屋の取得対価の額には含まれないことに留意する。

(住民票の写し)

41-30 措置法規則第18条の21第9項第1号ハ、第2号ロ、第3号ハ若しくは第4号ハ又

第5号ハ又は第20項第1号に掲げる「その者の住民票の写し」は、その者がその家屋を居住の用に供したこと及びその居住の用に供した日又は居住の用に供していたことを確認するための書類として確定申告書に添付させるものであるから、当該住民票の写しは、措置法第41条第1項、第6項、第10項、第18項、第21項又は第24項の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているものであることを要することに留意する。

(注) 1 その者が41-1又は41-4の取扱いの適用を受ける者である場合には、この住民票の写しは、その家屋の所在地が生計を一にする親族の住所地として記載されているものでも差し支えない。

2 住所を変更した者の住民票には、その従前及び転居先の住所並びにその変更に係る年月日が記載されている。

(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)

41-31 措置法第41条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者(措置法令第26条第9項第1号又は第2号に掲げる借入金に係る債権者及び措置法規則第18条の22第1項第1号ロ又は第2号ロ若しくはハに掲げる債務に係る同項各号に掲げる者を含む。)が交付する借入金の年末残高等証明書を確定申告書に添付する場合には、措置法規則第18条の21第9項第1号イ(3)若しくはロ、第2号イ(3)、第3号イ(3)若しくは第4号イ(3)に規定する対価の額又は同項第4号ロ(4)若しくは第5号ロ(2)に規定する費用の額を明らかにする書類又はその写し(同項各号に規定する補助金等の額を証する書類又は住宅取得等資金の額を証する書類の写しを除く。)の添付を要しないものとする。

(注) 当該債権者が交付する借入金の年末残高等証明書には、措置法規則第18条の22第2項第2号の規定により、その家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額を記載しなければならないこととされている。

第41条の19の4((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(同法第10

は第20項第1号に掲げる「その者の住民票の写し」は、その者がその家屋を居住の用に供したこと及びその居住の用に供した日又は居住の用に供していたことを確認するための書類として確定申告書に添付させるものであるから、当該住民票の写しは、措置法第41条第1項、第6項、第10項、第18項又は第21項の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているものであることを要することに留意する。

(注) 1 その者が41-1又は41-4の取扱いの適用を受ける者である場合には、この住民票の写しは、その家屋の所在地が生計を一にする親族の住所地として記載されているものでも差し支えない。

2 住所を変更した者の住民票には、その従前及び転居先の住所並びにその変更に係る年月日が記載されている。

(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)

41-31 措置法第41条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者(措置法令第26条第9項第1号又は第2号に掲げる借入金に係る債権者及び措置法規則第18条の22第1項第1号ロ又は第2号ロ若しくはハに掲げる債務に係る同項各号に掲げる者を含む。)が交付する借入金の年末残高等証明書を確定申告書に添付する場合には、措置法規則第18条の21第9項第1号イ(3)若しくはロ、第2号イ(3)若しくは第3号イ(3)に規定する対価の額又は同項第4号ロ(2)に規定する「増改築等に要した……費用の額」を明らかにする書類又はその写し(同項各号に規定する補助金等の額を証する書類又は住宅取得等資金の額を証する書類の写しを除く。)の添付を要しないものとする。

(注) 当該債権者が交付する借入金の年末残高等証明書には、措置法規則第18条の22第2項第2号の規定により、その家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額を記載しなければならないこととされている。

第41条の19の4((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(同法第10

条の2に規定する特例を含む。)

- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の2の規定による国内の設備投資額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の5の規定による生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (19) 法第95条の規定による外国税額控除

条の2に規定する特例を含む。)

- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の2の規定による国内の設備投資額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (11) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (18) 法第95条の規定による外国税額控除